

## 障がいや病気などの理由で修学上の困難や不自由がある学生を対象とした支援制度のご案内 — 「配慮願い」申請制度 —

本学では、障がいや病気などの理由で修学上の困難や不自由がある学生が授業を受ける際に、他の学生と等しく学ぶことができるよう、その学生が必要とする具体的な配慮事項を「配慮願い」により授業担当教員へお知らせする制度があります。

この支援制度は、「合理的配慮(※)」の考え方に基づき、学生本人からの申請をもとに、大学と学生が配慮内容を協議したうえで、受講にあたって適切な支援内容を検討するものです。なお、出席や成績評価などの基準に関わる配慮を行ふものではありません。

### 1. 支援対象

疾病や障がい（聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、発達障がい、精神障がい、内部障がいなど）を持つ学生のうち、修学において制限を受ける学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ本学において支援の必要性が認められた者。

### 2. 支援内容

申請した学生本人と面談したうえで、合理的配慮（※）の考え方に基づいて、具体的な配慮事項を検討します。

#### 【本学で実施している支援の一例】

- ・ノートテイク（聴覚障がい）
- ・体育実技の配慮（身体障がい）
- ・IC レコーダーの持込み（発達障がい、学習障がい）など

### 3. 申請方法

次の書類を、新入生は4月8日（水）までに教務課へ提出してください。その後の流れについては申請時にお知らせいたします。申請を希望される場合は、まずは教務課までご相談ください。

#### 【申請書類】

- ① 「配慮願い申請書」・・新入生サイトの「教務課からのご案内」ページ内にある「授業配慮の申請について」から申請書をダウンロードのうえ、記入例を参考に作成してください。
- ② 「添付書類」・・診断書・障害者手帳など。

※原則として発行から3ヶ月以内のものをご提出ください。

※診断書または障害者手帳以外の資料を根拠資料とする場合、その内容によっては受付できない場合がございます。不明な点がある場合は、必ず事前に教務課までご連絡ください。

※ 合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約第2条で、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義しています。

照会先： 酪農学園大学 教育センター教務課  
窓口： 8時半～17時（平日）  
電話： 011-388-4125（直通）  
E-mail： rg-kyoum@rakuno.ac.jp